

平成 28 年度

行政視察報告書

大船渡市議会 総務常任委員会

総務常任委員会行政視察概要

I 視察年月日 平成28年10月12日(水)～14日(金)

II 視察先及び視察項目

- 1 静岡県浜松市(10月12日)
 - 市税滞納削減アクションプランについて
- 2 愛知県豊田市(10月13日、14日)
 - 地域自治システムについて
 - 豊田市低炭素社会モデル地区について(とよたエコフルタウン ガイドツアー)
- 3 愛知県安城市(10月14日)
 - 中心市街地拠点整備事業について

III 視察参加者 議員6名、市当局職員1名、事務局随員1名、計8名

委員長	今野善信
副委員長	淵上清
委員	志田嘉功
委員	伊藤力也
委員	船砥英久
委員	田中英二
当局職員	志田広記〔災害復興局長〕
随員	小林郁実

◎ 目次

I 静岡県浜松市	
1 浜松市の概要	2
2 市税滞納削減アクションプランについて	3
II 愛知県豊田市	
1 豊田市の概要	8
2 地域自治システムについて	9
3 豊田市低炭素社会モデル地区について	14
III 愛知県安城市	
1 安城市の概要	15
2 中心市街地拠点整備事業について	16

I 静岡県浜松市

1 浜松市の概要

市制施行 明治44年

人口 808,132人

世帯数 330,855世帯

面積 1,558.06km²

産業別人口比率 第1次 4.8% 第2次 37.0% 第3次 56.7%

議員 46人(定数46人) 議会事務局職員 23人

財政 平成28年度一般会計予算 295,200,000千円

(歳入内訳:市税43.53%、地方交付税6.77%、国庫支出金15.26%、
県支出金4.86%、その他19.54%、市債10.04%)

特別会計予算(15会計) 217,500,849千円

企業会計(3会計) 73,111,306千円

○地勢

浜松市は、豊かな自然に恵まれており、北は赤石山系、東は天竜川、南は遠州灘、西は浜名湖と四方を異なる環境に囲まれ、この多様な自然が織り成す美しい風景は、数々の景勝地を生み出している。面積は1,558.06km²で、岐阜県高山市に次いで全国2位である。比較的温暖な気候であるが、冬は「遠州のからっ風」と呼ばれる北西の強い季節風が吹き、気温以上に寒く感じられる。

○沿革

明治4年の廃藩置県により遠州地方に浜松県が誕生し、県庁が浜松宿におかれ行政の中心となった。明治21年に市制・町村制が公布され、翌22年には浜松町が誕生した。明治30年前後には、帝国製帽(現・テイボー)、日本楽器(現・ヤマハ)、木綿中形(現・日本形染)などが設立され、現在の産業の基盤が確立した。

明治44年7月1日に市制が施行され、浜松市が誕生した。大正時代に入ると、繊維、形染、楽器などの産業に支えられながら着実に発展してきた。昭和20年の浜松大空襲により大きな被害を受けるものの、工業の振興に力が注がれ、めざましい復興、成長を遂げた。また、周辺の町村と合併し、市域を拡大しながら発展を続け、昭和30年代の高度成長期には東海道新幹線や東名高速道路の開通など社会基盤の整備も進んだ。

平成になると環境開発機構を重視した先端産業都市としての環境が整備され、「ものづくりのまち」浜松の技術は、先端テクノロジーの領域でも国内外から注目を受けるようになる。一方で、「音楽のまち」づくりを中心とした文化政策を積極的に展開した。平成8年には浜松市は中核市へと移行し、県西部地域の中核となり広域行政を推進してきた。平成17年7月には12市町村が合併して新しい浜松市が誕生し、平成19年4月1日には政令指定都市へと移行した。

2 市税滞納削減アクションプランについて

□ 説明 財務部税務総務課

○取組みの経緯と成果

浜松市では、平成 19 年度に「市税滞納削減アクションプラン」を策定し、3年ずつ第1次～第3次プランと進み、平成 27 年度で第3次が終了した。平成 27 年度の決算状況を踏まえ、平成 28～30 年度を期間とする第4次プランを策定した。現年分の収入率が1つの柱で、累積の滞納額を減らすことがもう1つの柱と捉えている。

〈現年分収入率〉

平成 20 年後半から地域経済の低迷などにより、納税を取り巻く環境が不安定な状況にあったものの、第2次、第3次に掲げた取組を着実に重ねた結果、平成 27 年の現年分収入率が目標の 99.05%を上回る過去最高の 99.16%を達成した。

〈累積滞納額〉

第1次では、これまでの「訪問・お願い」から「呼び出し・処分」中心の滞納整理へと移行し、滞納者に強い姿勢で対応するという意識改革を行った。第3次まで継続した結果、滞納整理を法的処分中心の手法へシフトすることができた。平成 20 年度末に約 82 億円あった累積滞納額は、平成 27 年度末には目標の 50 億円以下に対し、約 37 億円まで削減することができた。

〈効果額〉

効果額とは、第1～3次アクションプランの取組による財政的な効果を試算したものである。現年分収入率については、各アクションプランの開始前年度末の収入率がそのまま維持された場合の収入見込額と、実績の市税収入額を比較した結果を効果額とした。第1次ではリーマンショックによる影響が見られるが、その後は収入率が上昇し、9年間で効果額は 17.4 億円となる。

累積滞納額削減による効果額は実際の削減額で、9年間で 32.9 億円となる。

〈具体的な取組内容と成果〉

・特別徴収事業所の拡大

地方税法上、3人以上の従業員がいる事業所は特別徴収をすることになっているが、実施していない事業所への訪問等を行い、特別徴収率が約 85%にまで上昇した。平成 19～22 年度には 50 名以上の事業所へ、市長や幹部職員による特別徴収実施の呼びかけを行った。その後対象を拡大し、小規模な事業所でも実施した。個人住民税を納めてもらうには特別徴収が一番効果的である。

・口座振替の推進

納期限内収入率の向上につながるため、口座振替の推進を継続する。最初は緊急雇用創出事業を活用し、民間に委託して電話勧奨を実施した。現在は、年度当初に納税通知書を発送する際に、返信用封筒と口座振替依頼書を同封している。

・納期限の見直し

平成 26 年度から個人市民税普通徴収、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納期限を、各月 5 日から前月の末日に変更を行った結果、全ての税目において納期限内収入率が上昇し、収入率の向上につながった。

・法的処分を中心とした滞納整理の徹底

法的処分を中心とした滞納整理にマンパワーを集中するため、電話による催告、訪問催告、財産調査等、滞納整理に関する補助的業務を徴収担当職員から民間委託や非常勤職員へ移行した。収納対策課が滞納整理を担当しているが、高額な案件や、処理が困難な案件を扱う専門チームをつくるなど組織を改変した。累積滞納額は順調に減ってきている。

○現状分析と今後に向けての課題

〈現年分収入率に関する現状〉

現年分収入率は、第 1 次プランを策定した平成 19 年度当時と平成 27 年度を比較すると、着実に向上している。

各税目別の収入率は向上したが、個人市民税は他の税目に比べ低い状況にある。他の政令指定都市においても同様の傾向だが、収入率が上位の都市では、固定資産税・都市計画税及び法人市民税の占める割合が大きい。一方、浜松市では収入率が低い個人市民税の占める割合が大きく、全体の収入率を下げている。

〈累積滞納額に関する現状〉

累積滞納額の税目別の比率は約 6 割を個人市民税が占めており、固定資産税・都市計画税は 3 分の 1 を占める。この比率傾向は累積滞納額が減少しても、著しい変化は見られない。

滞納繰越分収入率については、滞納発生から年数を経過するほど収入率は低下し、特に個人市民税はその傾向が著しい。個人市民税は早期に手を打つ必要がある。

滞納者の人数分布は 10 万円以下の比率が高く、5 割以上を占めるが、金額が占める割合はわずかである。5 万円超 80 万円以下の滞納者の人数分布は、同様に 5 割以上だが、金額は約 3 分の 2 を占める。つまり、10 万円以下の滞納者は削減効果は少なく、5 万円超 80 万円以下の滞納者は滞納額の削減効果が期待できることから、この範囲を中心に滞納整理を行うことが効果的である。

高齢化社会の到来に併せて、高齢者に対する収納対策を講じる必要がある。居住用財産を所有するものの、収入が少額の年金のみの単身世帯などの高齢滞納者は、今後増加が予想されるため、生活状況を見極めた滞納整理が求められる。

○新たな目標

現年分の収入率については、第 4 次プランでは、過去最高となった平成 27 年度の前年度比 0.03 ポイント上昇を上回る 0.1 ポイント上昇を目標とし、平成 28 年度 0.04、

平成 29 年度 0.04、平成 30 年度 0.02 と各年度の目標を設定した。平成 30 年度は、税源移譲に伴う個人市民税の増により、市税収入額は 1,400 億円を超え過去最高額となる見込みで、3 年間の効果額は 4 億円になる見込みである。

累積滞納額は、3 年間で 10.1 億円削減し、平成 30 年度末までに 27 億円以下の目標としている。ピーク時の平成 20 年度の累積額 82 億円に対して 3 分の 1 の額である。効果額は 10.1 億円となる。

○今後の取組

〈現年分収入率の向上〉

・口座振替の促進

当初の納税通知書発送時に口座振替依頼書を同封しているが、今後はあらかじめ納税者情報を印字した口座振替依頼書の同封を検討している。納税者の手続きが少しでも楽になれば、収入率の向上につながると思う。

・コンビニ納付の拡大

新しい税務システムによりコンビニ納付の対象範囲が広がった。再発行の納付書や督促状なども対象に加える。経費がかかるが、昼間は仕事で銀行に行けない方もコンビニ納付ができるようになるなど利便性が高い。

〈累積滞納額の削減〉

・見直し

累積滞納額の削減について、滞納早期の段階から「徴収可能」「徴収不能」を判断する方針を、組織として明確に打ち出す。「徴収不能」と判断した案件については、「執行停止」の該当可否を早期に検討し、判断していく体制を整える。

・より細かなケース分類に基づく滞納整理

システムに蓄積されるデータを分析し、類似した滞納ケースを分類・集計することにより、効率的な滞納整理を実施していく。

・福祉と連携した対応

納税の意思はあるものの、自立した生活が難しい滞納者については、生活再建や自立支援の側面からのアプローチが必要となってきた。平成 27 年度からは、滞納者のうち希望する人には福祉の生活困窮者自立支援事業を紹介し、自立を支援する取組を連携してきた。今後も福祉との連携による取組を進める。

〈その他の取組〉

・eLTAX の活用促進

総務省は、地方税の電子納税を行える共通システムを地方自治体と連携して整備する方向で検討を始めている。税理士会の協力により eLTAX（イーエルタックス）の利用拡大が図られているが、今後も電子申告の促進を図るとともに、eLTAX を活用した電子納税について、将来的な費用負担にも考慮しながら検討し活用を

推進していく。

・納付手段多様化への対応

クレジットでの納税を希望する声があったり、電子納税やモバイルバンキングを利用した携帯電話等からの納税など、納付方法の選択肢が増えてきている。市全体の収入につながるため、費用負担を考えながら検討していく。

インターネットによる振替口座登録では職員の入力事務も減り、市民も申請書の作成などの手間が減るので、双方にメリットがある。コストパフォーマンスを考えながら導入を検討する。収入率を向上させ、税の公平性を確保していきたい。

〔主な質疑の内容〕

- Q. 収納対策課は昔からあるのか。
- A. 以前は納税課だった。債権回収対策課などを経て収納対策課となった。その中に特別滞納対策室がある。正規職員、非正規職員併せて70人近い。
- Q. 特別徴収実施に関する企業訪問は、政令指定都市ではどこでもやっているのか。
- A. 当初は浜松市単独で取り組み始めたが、静岡県下一斉に実施することになった。特別徴収の拡大が収納率の向上に効果的だということで、最近では埼玉県や関西方面でも、県が中心となり市町村と協力して力を入れている。
- Q. 滞納整理機構に職員を派遣しているのか。
- A. 毎年2名派遣している。実際に滞納整理に携わり帰ってくる。
- Q. 派遣された職員が、収納担当として長い間同じ課に配置されることはあるのか。
- A. 長くても5～8年ほどである。浜松市は税関係の課が4課あるので、その中を回っている職員もいる。
- Q. 催告等を民間委託することは問題にならないのか。
- A. あくまでもお願いをするという形である。督促状が発行されてから、納付されない方に対し確認の連絡をしている。
- Q. 「訪問・お願い」から「呼び出し・処分」中心の滞納整理へと移行したことによる効果と弊害はどのようなものか。
- A. 効果は累積滞納額が着実に減ってきていることである。弊害としては、職員が先に「差押えをしやすい案件」、「高額な案件」に着手してしまい、やりにくい案件を後回しにしてしまうため、小額の案件や高齢者の案件などが溜まってきてしまう。
- Q. 不納欠損の状況をお聞きしたい。
- A. 不納欠損はマイナスイメージがあり、職員もあまりやりたくはない。時効で不納欠損になるケースもあるが、徴収できずに執行停止となり即不納欠損とする即決的な処分が一番多い。浜松市では、滞納繰越分と現年分を合わせた不納欠損の割合は10%くらいであり、政令指定都市の中では15～16%、20%を超える自治体もある

ので、比較するとそこまで多くはない。

Q. コンビニ納付は利便性が高い一方で経費が高額であるとのことだが、導入した場合効果が図られるのか。

A. コンビニ納付は平成 19 年に軽自動車税から開始し、市県民税、固定資産税と毎年 1 つずつ拡大した。昼間銀行に行けない人は納付しやすい。ただ、1 件あたりの手数料が高く、市北部にはコンビニがない地区もあるので、口座振替が一番良い方法である。今後は再発行の納付書もコンビニ対応とするのだが、対応の有無と収入率の統計によると、対応している都市では 0.03 ポイント収入率が高い。

Q. 10 万円以下の小額な案件は念入りにやる必要はないという考えなのか。

A. 小額な案件は民間を使いながら対応している。浜松市では最初に高額な案件から対応していった。次に、人数が多く徴収効果のある 5 万円超 80 万円の案件に着手して滞納額を減らす。そうしないと小額案件までたどり着かない。まず全体を減らす取組をしており、小額ならば払わなくても良いという考えではない。

Q. 高齢者の独り身や夫婦が問題である。高齢化対策をどうしていくべきなのか。

A. 滞納処分は法的にやらなければならないが、今後は相手の状況を聞いて、自立支援・生活再建も考えて対策を講じていかなければならない。名古屋市を担当職員は、対話による徴収が効果的だと言っていた。「訪問・お願い」に近いが、話をして理解をしてもらう。一方でしっかり差押えもする。相手の状況を見ずに差押えをすると、差押えしたあとの相手の反応がわからない。若い職員には直接話をしないまでも、一度は現場を見るようにと指導している。



【大船渡市に派遣されていた職員との意見交換】

I 愛知県豊田市

1 豊田市の概要

市制施行 昭和 26 年

人 口 424,789 人

世 帯 数 175,874 世帯

面 積 918.32 km²

産業別人口比率 第 1 次 2.0% 第 2 次 44.5% 第 3 次 46.8%

議 員 45 人（定数 45 人） 議会事務局職員 19 人

財 政 平成 28 年度一般会計予算 185,900,000 千円

（歳入内訳：市税 62.8%、地方交付税 3.5%、国庫支出金 12.9%、
県支出金 5.5%、その他 13.7%、市債 1.6%）

特別会計予算（14 会計）78,864,253 千円

企業会計（2 会計）35,440,584 千円

○地勢

豊田市は、名古屋市の東方約 20～70km の地点に位置し、人口は約 42 万人で県内 2 位、市域は 918.32 km² で県内最大であり、県の 17.8% を占める広大な面積を持つまちである。平野部では自動車産業の集積による内陸型工場地帯が形成され、全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくり中枢都市としての顔を持つ。その一方で、市域の約 7 割を占める豊かな森林、市域を貫く矢作川、季節の野菜や果物を実らせる田園が広がる、恵み多き緑のまちとしての顔を併せ持っている。

○沿革

昭和 33 年、商工会議所から市名変更請願書が市に提出され、翌 34 年 1 月に自動車産業とともに成長・発展することを誓い、市名を「挙母市」から「豊田市」に変更した。その後、近隣市町村との合併により市域は拡大し、平成 10 年 4 月には中核市に移行、また平成 17 年 4 月には、都市と農山村の共生をキーワードとし「21 世紀都市・豊田市」の実現を目材して周辺 6 町村と合併した。

現在では、平成 21 年 1 月 23 日に「環境モデル都市」として国から選定され、「ハイブリッド・シティとよた」をコンセプトに低炭素社会の実現に向け取り組んでいる。この取組の動きを加速するため、平成 22 年 4 月に「次世代エネルギー・社会システム実証地域」として国から選定を受け、民間や大学が開発する次世代の環境技術を活用し、社会全体のエネルギー利用最適化の実証にも取り組んでいる。

さらに平成 23 年 12 月には地域活性化総合特区の指定を受け、豊田市の強みであるエネルギー・モビリティを核とした技術開発・市域での普及・国内外への横展開を、国からの規制緩和・税財政支援を活用しながら推進することにより、低炭素な都市環境を構築し、市域経済の活性化と市民生活の質の向上を図っている。

2 地域自治システムについて

□ 説明 社会部地域支援課

○地域自治システムの概要

昭和の合併で挙母市と周りの町村が合併し旧豊田市となった。その後、平成 16 年に近隣町村と合併し、面積 918.32km²、人口は約 42 万人となった。地域自治システムとは、都市部と山村部が共存し、それぞれの地域の特性を活かしながら発展していくシステムである。

豊田市では、まちづくりの最小単位は自治区（町内会、自治会）、次にコミュニティ会議や交流館の中学校区が基本になっている。40 年前から中学校区単位でやってきており、行政でも中学校区単位で物事を決めることが多い。

自治区は 301 団体ある。自治区加入率は 8 割を超え、自治区の規模は 8～4,360 世帯と様々である。

地区コミュニティ会議は、自動車産業が発展し市県外からの流入者数が増加したことにより、コミュニティの崩壊が危惧され、自治区より広域的に地域づくりをするために昭和 53 年に中学校区単位で設置された。

生涯学習センター交流館は社会教育法上の「公民館」に活動・交流の場としての機能をプラスし、中学校区単位で整備され、現在 28 ヶ所ある。

広域合併により地域事情の相違が拡大し、地域の声を市政に反映する新たな仕組みが必要となり、「地域のことは、地域で決める」のキャッチフレーズの下、地域自治システムがつくられた。会議体の「地域会議」、「わくわく事業」、「地域予算提案事業」の 3 つの要素からなっている。

市を 12 の「地域自治区」に分割している。合併前の旧市町村数であり、支所が配置されている。また、中学校区ごとに 28 の地域会議を設置している。

平成 16 年に地方自治法が改正され、地域自治区、地域協議会を自治体が設置できることになった。岩手県では花巻市や宮古市等が設置している。自治法に基づいていない同様の制度もあり、基づいている自治体は全国でも少ない。豊田市ではまちづくり基本条例、地域自治区条例、地域自治区規則を平成 17 年に施行している。

旧豊田市である挙母地区は 6 つの地域会議を持っている。地域支援課が挙母支所として担当する。課長は挙母支所長を兼職し、地域会議の事務局長でもあるため、月 6 回の地域会議に出席している。地域会議は地域住民の意見の集約と調整を行う組織であり、会議は月 1 回を基本として、年 10～15 回開催している。集約した意見を市に提案してもらうという新たな意見の吸い上げ方が追加された。

地域会議議員は 20 名以下の住民からなり、自治区、PTA、民生委員など地域からの推薦、公募、有識者である。平成 28 年度は市内全域で 496 名である。任期は 2

年、非常勤特別職の地方公務員で報酬はなく、費用弁償を1日1,000円支払っている。

既存の自治区（町内会）や地区コミュニティ会議と地域会議との違いは、前者が任意団体で市とは協力関係であるのに対し、後者は市の附属機関であることである。また、前者は身近な普遍的な問題に対応してもらうのに対し、後者は地域住民の多くが認識しているが手つかずの課題を深掘りしてもらう。

○新たな地域活動の支援制度（わくわく事業）

地域住民が地域を良くするための活動に対して補助金を交付する。実施主体は地域住民で、予算は1中学校区で年500万円が上限である。市内で270の団体が補助を受けて活動しており、決算額は毎年8千万円～1億円くらいで推移している。一番のポイントは地域会議が審査を行うことである。

応募要項は緩く、5人以上で組織された団体であれば申請できる。事業分類は①地域福祉、②伝統文化の振興、③安全安心な地域づくり、④生活環境改善、⑤子どもの健全育成、⑥地域産業の振興、⑦地域づくりの提案だが、「⑧その他」があるため、地域のためになることであれば基本的には何でも良い。

応募団体は市に補助金の申請書を提出し、市は地域会議に情報提供する。応募団体は地域会議にプレゼンテーションをして、地域会議は補助金の交付の可否、交付金額を審査する。市は報告された審査結果に基づいて、応募団体に補助金を交付する。

【事例】

- ・川のたんけん隊 … 親子で川で遊んでもらうとともに清掃活動を行う。
- ・挙母祭りのお囃子 … 子どもの健全育成としてお囃子の必要物品を購入する。
- ・おせんしょ活動 … 高齢者や障がい者を対象におせっかい（おせんしょ）な活動を行う。植木の剪定や、電球の取替えなど。

○新たな地域からの提案制度①（意思表示機能）

地域会議は地方自治法や条例に基づく会議のため、意見表明機能を持つ。提出された場合、市は回答しなければならない。重要な施策について諮問、答申も行う。豊田市は現在、第8次総合計画を策定中である。全28会議において諮問・答申を行った。

○新たな地域からの提案制度②（地域予算提案事業）

地域会議は予算提案権を持っており、地域会議が発案した事業を市が実施する仕組みである。1地域会議あたり年2,000万円を上限としている。毎年決算額は1億～1億5千万円くらいで、事業数は60ほどである。事業の実施には議決が必要である。

地域会議では、集約した意見を基に地域課題解決に必要な取組を協議し、地域住民の中で合意を得る。合意形成された内容を市に提案する。市は必要だと思う事業について予算要求して、議決されれば翌年度に地域と一緒に事業実施する。

【事例】

- ・スタントマンによる交通安全教室

市全域の学校での開催となると予算上難しいが、特に市街地の交通事故が多い地域で実施してほしいという要望により実施している。

- ・地域のお米のブランド化

ブランド化して収穫量や収入を増やすことよりも、地域のやりがいを見出すことを目的としている。栽培のノウハウを蓄積し、国内のコンクールに出品する。

都市部と山村部で抱えている課題が異なる。都市部は交通安全、防犯、防災、健康づくりなど普遍的な課題に取り組むことが多い。山村部では定住対策、観光交流、自治振興に取り組んでいる。

○さいごに

豊田市では、協働ではなく「共働」と表記している。地域自治システムとは地域住民、地域会議、わくわく事業応募団体、行政との共働の中で取り組まれているシステムである。山村部と都市部がそれぞれの魅力を発揮しながら、発展していくことを期待している。

豊田市では「WE LOVE とよた」というキャッチフレーズの下、豊田市民が豊田市を愛するような取組を進めている。この地域自治システムも、自分の地域を考え行動する、そして愛するきっかけになれば良いと思う。

〔主な質疑の内容〕

- Q. 街灯や側溝の蓋など、インフラ関係の要望にも対応しているのか。
- A. 道路側溝、防犯灯については町内会から要望を出してもらっている。設置費用は上限 35,000 円だが、ほぼ 100%を補助金として支払い、電気代は約 9 割を交付金として 5 月に 1 年分支払う。日常的な対応は町内会、地域会議は長い目でみた地域課題解決という視点で対応してもらっている。
- Q. 地域予算提案事業について予算化される場合は、継続して予算化されるのか。
- A. 最初に予算を組むときに、4 年や 5 年といった複数年度事業とすることが多い。交通安全教室は 8 年目を迎えた。地域が継続の要望があれば継続する方針である。
- Q. 人口や環境により地域ごとに事業の内容が異なり、予算も異なる。不満はないのか。
- A. 人口が多い地区や、人口は少ないが面積が大きい地区もある。人口割、面積割にするのは難しい。人口が多ければ活動する人が多いというわけではない。山村部のほうが問題意識が高く、活動が活発で予算を上回ることもある。限られた予算の使い道を決めるのも地域自治の 1 つである。予算の上限の引上げや、人口割を検討についての意見も出されるが、大きな不満にはつながっていないと考えている。
- Q. 地域自治システムはいつ頃から始まったのか。活発化の方向に向かっているのか。

- A. 地域自治システムは合併直後の平成 17 年度から始まった。地域会議とわくわく事業は同年度から開始したが、地域会議の意見がなかなか施策に反映されないという不満があり、平成 21 年度から予算が紐付けされた地域予算提案事業を開始した。平成 17 年度から見ると活発化しているが、ここ最近は大きな変更を行っていない。平成 26 年度に無作為抽出した 6,500 人を対象に、まちづくりについてのアンケートを実施した。わくわく事業や地域予算提案事業を知っている人は非常に良い評価なのだが、圧倒的に知らない人が多い。認知度を高めることが課題である。
- Q. 名古屋市等の通勤圏でもあると思うが、Uターン事業についてお聞きしたい。
- A. 地域予算提案事業を活用したUターン事業については、地域のお祭りを開催して帰省を促す取組や、足助地域では「あすけ通信」という情報誌を発行し、上京した大学生などに定期的に発送している。定住対策としては、市全体で空き家バンク制度を地域支援課と支所で担当している。空き家を借りたい人は多いが、貸したい人がやや少ない。豊田市は企業もあり、名古屋市の通勤圏内でもあるので、山村部でもすぐに入居者が決まる。とはいえ、山村部は合併後から人口減少が続いている。
- Q. 地方自治法に定められている地域自治区の仕組みを使うことにより、市はどのようなことができるのか。
- A. 地域会議の事務局長は地域支援課長や支所長と行政側である。独自条例で運営している自治体では事務局長を住民側に任せることが多い。地域会議は市の附属機関であるので、ある程度コントロールを効かせた運営が可能である。
- Q. わくわく事業の財源は自主財源か。
- A. 市の一般会計の独自財源である。わくわく事業は実施主体の地域住民に補助金を交付するという形であるが、地域予算提案事業は市民からの提案に基づき市が実施主体となる。地域住民と一緒に実施する事業もあるが、予算の執行は全て市で行う。
- Q. 地域からの要望の状況と、地域予算提案事業の採択状況を聞きたい。
- A. 地域予算提案事業ができてから地域から要望書が提出されなくなったが、町内会からの道路の舗装等の詳細な地域要望には、できるできないを併せて返事をしている。市の職員が地域会議の事務局として参加しており、実現不可能な提案をつくることはできないため、無茶な要望が出されないようある程度は舵取りをしている。
- Q. 予算の上限 2,000 万円は 1 事業あたりか、1 地区あたりか。
- A. 1 つの中学校区あたり 2,000 万円で、事業がいくつあっても変わらない。地域予算提案事業の提案については、やらないということはほぼない。
- Q. 各地域自治区の職員の役割はどういうものか。
- A. 地域会議の資料作成や、運営、地域予算提案事業で提案された事業の実施を行う。一方で、町内会からの要望の対応や、町内会への補助金の交付も行う。従来の町内会への支援と、新しい地域会議への支援を同じ支所職員が担っている。
- Q. 地域予算提案事業は、予算 2,000 万円の中から経費を支払っていくのか。

- A. 地域会議で翌年度に 300 万円の事業をすると決定されれば、財政当局に 300 万円を要求する。議決されれば、その額が支所の予算につく。
- Q. 地域自治システムにより、合併による地域格差は是正されたのか。
- A. 地域格差を埋めるまではいかないかもしれないが、地域自治システムは地域の差を認め合い、市の一律的な施策ではなかなか解決できない課題を解決するため、2,000 万円や 500 万円という枠の中で地域に活躍してもらおうと生まれた制度である。



3 豊田市低炭素社会モデル地区について

□ とよたエコフルタウン ガイドツアー

平成 21 年に、豊田市は低炭素社会の実現に向けて先進的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」として国から選定された。人と環境と技術が融合する「ハイブリッド・シティ」をキーワードとして、豊田市の特徴と強みである「交通」「産業」「森林」の 3 分野に、「民生」と「都心」を加えた 5 分野を重点的な取組分野と位置付け、平成 25 年度までの 5 年間、第 1 次アクションプランを実施してきた。

平成 26 年度からは、第 1 次プランを継続・発展させ、さらに国内外への横展開や豊田市実証（エネルギー・モビリティ）の成果の活用、都市と農山村の連携モデルの構築など、第 2 次アクションプランでの取組を始めている。

「ミライのフツを目指そう」をテーマに、無理なく、無駄なく、快適に続けられる低炭素社会の実現に向けて、「市民」・「地域」・「企業」が力を合わせ、環境先進都市としてのさまざまな取組を展開している。

そうした取組を“見える化”し、わかりやすく伝える情報発信拠点として誕生したのが「とよた Ecoful town」であり、都市部から中山間地、山間地と広がる豊田市の地域特性をコンパクトに再現している。19 社の企業の出店とともに低炭素な暮らしや交通、産業など、各分野の先端環境技術が体験できるほか、新たな産業振興の拠点としても活用されている。平成 24 年 5 月のオープン以来、平成 28 年 8 月末までに、世界の約 100 の国と地域から約 19 万人が来場している。



【とよたエコフルタウン ガイドツアーの様子】

I 愛知県安城市

1 安城市の概要

市制施行	昭和 27 年
人 口	186,812 人
世 帯 数	73,226 世帯
面 積	86.05 km ²
産業別人口比率	第 1 次 2.61% 第 2 次 40.95% 第 3 次 49.51%
議 員	28 人（定数 28 人） 議会事務局職員 9 人
財 政	平成 28 年度一般会計予算 72,920,000 千円 （歳入内訳：市税 50.1%、地方交付税 0.0%、国庫支出金 12.0%、 県支出金 5.2%、その他 25.2%、市債 7.5%） 特別会計予算（8 会計）35,540,000 千円 企業会計（1 会計）4,406,000 千円

○地勢

安城市は、愛知県のほぼ中央部、西三河平野の中にあり、中部経済圏の中心都市名古屋から 30km 圏内に位置している。市域の大半を旧藤岡町から三河湾へと続く洪積台地がなだらかな傾斜を描いて縦断している。一方、南東部は矢作川や矢作古川によって形成された沖積平野が広がっている。そのため、市内の最高標点が高標点 27.7m、最低標点 0.5m と高低差は極めて小さい。県内の他市に比べて、夏は暑く、冬は冷え込む内地性の気候である。

○沿革

安城市は昭和 27 年 5 月 5 日に市制を施行し、県下 13 番目の市として誕生した。明治用水の豊かな水に生まれ「日本のデンマーク」と呼ばれるほど農業先進都市として発展してきたが、中部経済圏中心の名古屋市から 30km という近い距離や、豊田市などの内陸工業都市や碧南市などの衣浦臨海工業都市に隣接するという地理的条件にも恵まれ、自動車関連企業をはじめとする大企業の進出、住宅団地の建設が盛んになり、急速に都市化が進んできた。商業も盛んになり、市制施行当時 37,704 人であった人口は、今では 18 万人を上回るほどに成長し、農・工・商業のバランスのとれたまちとなっている。

近年は、平成 10 年に「地球にやさしい環境都市宣言」を行い、さらには平成 12 年に環境の国際規格 ISO14001 の認証を取得した。平成 28 年度からは、目指す都市像を「幸せつながる健幸都市 安城」とする、第 8 次安城市総合計画をスタートさせている。また、ゆかりの童話作家・新美南吉が平成 25 年に生誕百年を迎えたことを契機とし、新美南吉を活用したまちづくりにも取り組んでいる。さらに平成 26 年度には愛知県下で初めてとなる内部設置型の自治体シンクタンク「安城市未来創造研究所」を設立し、20 年から 30 年先の未来を見据え、市民が幸福を実感できる都市を目指している。

2 中心市街地拠点整備事業について

□ 説明 市民生活部中央図書館

○現状

現在の図書館は市役所から2kmほど離れた郊外にある。平成14年、まちなかにあった病院が郊外に移転したことにより1万平米ほどの空き地ができ、商店街が一気に寂れた。跡地を市で買い取り、図書館を中心とした、スーパーや立体駐車場を備えた施設を整備することとなり、ようやく来年の6月1日にオープンとなる。

○組織の改正

図書館は教育委員会の管轄にあるのが通常だが、4月に組織改正をして、中心市街地のにぎわい創出や活性化も担ってくことになり、補助執行という形で市長部局の市民生活部に移った。南吉まちづくりなどのシティプロモーションを担当するまちなか連携係も図書館に移った。

○安城市の概要

東西に名古屋～東京間を結ぶJR東海道本線、新幹線、名鉄名古屋本線があり、中心市街地であるJR安城駅、昭和63年に請願駅としてできた三河安城駅、名鉄南安城駅、名鉄西尾線の桜井駅の4つの主要駅で区画整理を行い、まちづくりを進めている。

安城市の財政力指数は、トヨタ自動車の関連企業があるため、リーマンショック等で下がった時期もあったが、現在は上向き状況である。最新の財政力指数は1.29である。人口18万人、面積は86km²、今年度の一般会計の財政規模は729億円である。

○土地の概要

病院跡地はJR安城駅と安城市役所の間地点にあり、細い道路に囲まれ、駅から近いが使いにくい土地だった。区画整理して周りの道路を拡幅してから事業に着手した。安城南明治地区の区画整理は全体で20haで、その第二地区に拠点施設を整備する。

○中核を図書館とした経緯

病院跡地周辺の商店街がシャッター街となり、空き店舗に風俗店が進出して、夜は賑わうが昼は人通りがなくなってしまった。これではいけないと、もう一度まちなかに人を呼び込むような施設を整備することになった。

白羽の矢が立ったのが、市が運営しているデンパーク（産業文化公園）の入園者数年間50万人に匹敵するくらいの入館者数がある図書館であった。

平成14年に更正病院が移転してから、跡地の用途についてなかなか結論が出なかった。平成19年に市民の代表による「中心市街地拠点整備構想策定懇話会」を立ち上げ、学びの拠点とする方向性が示された。その後、区画整理事業により土地を成形することから始め、基本計画、事業計画を策定し、最終的にスーパーや立体駐車場の部分は、土地を貸して民間に委ねるPFIの手法をとることになった。

安城市では図書館は1館だけだが、公民館と子育て支援施設でも図書館サービスを行っている。蔵書数72万冊のうち7割以上は中央図書館にあるが、貸出しは公民館が4割強、中央は6割弱である。中央図書館の蔵書をインターネットで予約して、近くの公民館で受け取ることができる。この予約本の受取は、中央が4割弱で、公民館が6割強である。貸出しの1割以上が予約本である。JR安城駅の駅ビルの本屋が撤退した場所に観光案内所を設けたが、そこでも予約本の受取りができる。

貸出密度は1人年間10冊で、全国平均は5～6冊なので、全国平均の倍である。これは全国791市中30番目くらいで、人口規模15万～20万の自治体の中では浦安市、西東京市に次いで3位である。利用の高い図書館ではあるが、平成21年度頃をピークに若干下がり気味である。実利用率（リピーター）は3万人と市民全体の2割弱である。新しい図書館の整備を機に、普段図書館を利用しない人もまちなかに来てもらえるようなサービスを展開していきたい。

もともと図書館は市民の課題を解決する施設であるとPRしている。先進的な図書館では司書による課題解決（レファレンス）に力を入れている。国立国会図書館にはレファレンスのデータベースがあるが、安城市のレファレンス事例の登録数が多いということで、2年連続でお礼状をもらった。

○中心市街地拠点施設 アンフォーレ

愛称は、全国から公募して「アンフォーレ」に決定した。学び・健やか・交わりという3つのテーマで設計、運営をしていく。今の図書館が約4,000平米だが、約7,000平米に拡大する。開架率を高め、座席数を多く設けた。健康子育て支援、ビジネス支援、まちの魅力発見支援と3つの重点サービスを定めた。

図書館の運営はPFIからは外した。設計、建設、15年間の建物の維持管理のみ委ねる。公共施設はPFI方式、民間収益施設は定期借地方式という全国でも例がないスキームである。

建物の大きな特徴として、4階までの大きな吹き抜けがある。1階にホールを設け、2階以上が図書館となる。下の階ほど賑やか、上に行くほど静かな空間になる。1階は交流のフロアということで、250席の可動式のホールを設ける。また、施設は土日もオープンするので、証明発行のサービスも考えている。2階は子どものフロア、3階は暮らしのフロア、4階は学問芸術のフロアである。現在の中央図書館と比較すると、延べ床面積1.7倍、蔵書能力1.3倍、開架割合1.9倍、座席数2.7倍である。開館時間は、平日は20時まで、土日祝は18時までで、現在より1時間長い。

市民との協働のイベントを1階の多目的ホールや外の広場を活用して、月に何回か開催したい。施設の貸出しは指定管理者に任せるが、イベントのコーディネートも依頼する予定である。また、アンフォーレに集客を図り、また、商店街にも足を運んでもらえるようなICTを活用した仕掛けをつくりたい。

現在、市民ワークショップを開催し、アンフォーレでどのようなイベントをやりたいかを 10 グループで話し合ってもらっており、オープンに向けて準備している段階である。指定管理者も 12 月議会で上程する予定で準備が進んでいる。

現在の図書館の入館者数は年間 40 万人ほどである。スーパーやホール、カルチャースクールなどの相乗効果も含めて、年間入館者数 100 万人を目標としている。1 日平均 3,000 人、イベント開催時には 4,000~5,000 人の集客を見込んでいる。

○中央図書館の施設の活用

現在の中央図書館は引越しが終わった後に改修をして、子ども発達支援センターという、子どもの成長、発達に心配のある人たちの拠点にしていく。現在、相談機能が教育センター、訓練機能が保健センター、通所機能がサルビア学園という施設に、療育機能は福祉センターにある。その 4 つの機能を統合した 1 つの施設となる。

〔主な質疑の内容〕

- Q. 事業者を選定した理由や判断材料などの話をお聞きしたい。
- A. 財政負担の軽減、サービスの向上、リスクの分散、民間が参入するかどうか、どのようなメリットがあるかを総合的に勘案して、PFI 事業を導入することにした。4 者から応募があり、清水建設が代表企業となる JV に決定した。評価の内容は、施設自体の計画や、図書館を中心とした交流の促進、多様な利用ができるかである。また、目的が中心市街地を活性化させ賑わいを創出することであったため、PFI も定期借地も一括で募集をした。デパートが郊外に移転したため買い物をする場所がなかったことから、市では小売店を誘致してもらいたいと考えており、今回、市が想定するよりも大きな規模のスーパーの誘致を提案した JV が選定された。
- Q. 開発に際しての議会との関係はどのようなものか。
- A. 平成 21 年度に基本計画をつくったとき、市長本人も本当に図書館で良いのかと迷うところがあった。議会の中でもプロジェクトを立ち上げて、提言をしていただき、議会の意見を反映させて計画をブラッシュアップしていった。
電子書籍化によりペーパーレスになっていく時代に大きな図書館をつくって良いものかと懸念を抱いた市長は、電子書籍化の先進地であるアメリカのニューヨークやフィラデルフィアの図書館を視察し、必要かどうかを自ら判断した。それが一つの転機となり、計画どおり建設することになった。市長の視察の半年後、教育長と議会の代表でシアトルの図書館を視察して、その結果を事業計画に反映させた。
- Q. 市民の関心はどのようなものか。
- A. それなりに良い図書館運営をしている現状もあるので、よく利用する人からは、まちなかに作り直す必要があるのかと言われる。また、あまり利用しない人は、まちなかに図書館をつくったところで人が集まって活性化するとは思えないという

意見である。市長の3、4期目の選挙のときに図書館建設が表立った争点にはならなかったため、市民からはある程度の理解を得られていたと思う。計画段階から、市長自ら中心市街地だけではなく市内各地で説明会を開催した。

Q. 市民の意見は反映されているのか。

A. PFIは設計・建設・維持管理をセットで行うため、提案されたものを市民の意見により大幅に変えたりすることができない。

Q. 民間が入った場合に、賃借料などの収益は発生するのか。

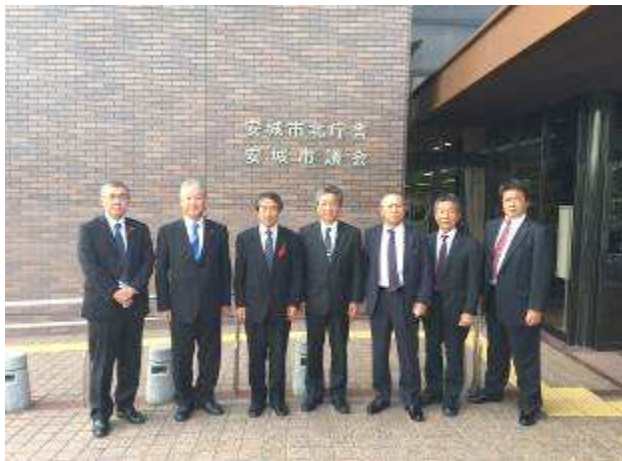
A. 土地を貸すので借地料をもらう。月平米300円で、4,370平米ほどあるので、1年間で約1,570万円の収入がある。ただ、立体駐車場273台のうち200台分は図書館使用分として借りるため、借地料以上の使用料を払うことになる。

Q. 拠点施設の周辺の新たな場所に、商店や様々な施設ができる見込みはあるのか。

A. 中心市街地に人を集める仕掛けはしていくが、それを外に広げようと思うと、商店街や商工会、企業の努力をいただく必要がある。周りも含んだ事業を運営してもらえるような指定管理者を選んだ。周りとの協働が今後の課題である。

Q. 新美南吉さんの絵が市内にたくさんあると伺ったが、中心市街地の活性化と結びつけて考えているのか。

A. 安城駅の周りに32カ所ウォールペイントをしている。平成25年の新美南吉の生誕100年の際に、新美南吉を活用したまちづくりをしようと、毎年少しずつ増やしたものである。アート巡りを目的に市内散策する方もいるので、アンフォーレができればそこを中心とした取組も企画したい。



以上、平成28年10月12日～14日に実施いたしました、総務常任委員会行政視察の報告書といたします。

平成28年12月

大船渡市議会議長 熊谷昭浩 様

総務常任委員長 今野善信